

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 親会社社員の海外子会社への出向と PE 課税

年度が変わり、人の異動が多い季節です。国際展開をしている企業においては、その社員を海外子会社へ出向させて現地子会社のもとで技術指導・営業支援等を行うケースがありますが、状況によってはその出向社員の業務について赴任国において親会社の恒久的施設（Permanent Establishment＝PE）認定が行われ、日本親会社が収受する技術指導料や立替給与等に対し現地でも課税されるケースがあるため、留意が必要です。

PE 課税に係る、国際税務における基本的な考え方

外国法人が行う事業に対しては、国際税務の基本的な考え方のひとつである「PE なければ課税なし」というルールにより、その事業が PE を通じて行われたい限り、課税されません。

つまり、PE の所在有無が重要なポイントとなりますが、日本では、PE について法人税法 141 条等において以下のように定義されています。

- ・支店、工場、その他事業を行う一定の場所（支店 PE）
- ・建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供が 1 年を超えて行われる場合の当該場所（建設 PE）
- ・独立して行う者以外の、常習代理人、在庫保有代理人、注文取得代理人の存在（代理人 PE）

出向社員の存在により PE 認定が行われるケース

海外においても PE の存在に基づき課税をするという基本的な考え方は同様ですが、例えば以下のように PE の定義や解釈が日本のそれと異なり、通常の出向社員の業務について PE 認定が行われ、課税されるケースがあるため、出向先子会社の指揮命令のもとに業務を行い、またそれを出向契約等に明記するなどの対応が必要です。

出向等に起因した PE 認定	
中国	子会社の要求に基づいた出向であるなど、一定の要件を満たす場合には PE とならないが、親会社が出向人数及び基準等を決定している、現地法人が親会社に対し管理費・サービスフィー等を支払う等の場合には PE 認定が行われる。 なお、親会社が出向社員に対し給与を支給している場合における、現地法人から親会社へ送金する立替給与については、納税証明が求められるケースがある。
タイ	外国法人が従業者等をタイに有し、それに起因して所得等が発生している場合には、その外国法人はタイに PE を有するものとみなす旨が規定されている。
インドネシア	海外から出向により派遣された社員が 12 ヶ月のうち 60 日以上サービス提供を行っている場合、PE 認定が行われる。
ベトナム	外国法人が現地法人等との契約に基づき提供したサービスは PE の有無を問わず外国契約者税の対象となり、課税が行われる。

なお、日本とタイ、インドネシア、ベトナムとの租税条約においては、使用人等による 6 ヶ月を超える期間に係るコンサルタントの役務提供がある場合には PE 認定を行うことが規定されています。

お見逃しなく！

上記のように出向社員の業務について PE 認定が行われるケースのほかにも、長期出張者が子会社に提供したサービスに基づく技術指導料等を徴収している、複数の出張者のパスポート等の記録に基づく滞在日数を合計した日数が規定された日数を超えているなどにより PE 認定が行われ、現地で課税が行われるケースもあるため、留意が必要です。